

秋田県環境保全センター管理規則をここに公布する。
秋田県環境保全センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県環境保全センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(取り扱う産業廃棄物)

第二条 秋田県環境保全センター条例(昭和五十一年秋田県条例第四十二号。以下「条例」という。)第二条の産業廃棄物の種類及び性状は、別表のとおりとする。

(使用時間)

第三条 センターの使用時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

(昭五七規則九・平一八規則二七・一部改正)

(休業日等)

第四条 センターの休業日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月三十一日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもセンターを使用させることができる。

(平五規則三・平一〇規則一八・平一八規則二七・一部改正)

(使用の許可の申請等)

第五条 条例第三条第一項の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 センターの管理上支障があると認められるとき。

(平一〇規則一八・平一八規則二七・一部改正)

(許可証の交付)

第六条 知事は、条例第三条第一項の規定により使用の許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、別に定めるところにより、許可証を交付する。

(平一〇規則一八・平一八規則二七・一部改正)

(許可証等の提示)

第七条 産業廃棄物をセンターに搬入しようとする者は、知事が指定する者に、搬入の都度、前条の許可証(搬入を委託された者にあつては、その写し)を提示しなければならない。

(平一〇規則一八・平一八規則二七・一部改正)

(使用料の後納)

第八条 条例第四条第二項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 国又は地方公共団体がセンターを使用する場合

二 事業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十二条第五項に規定する中間処理業者を含む。)が継続してセンターを使用すると認められる場合

(平一八規則二七・旧第九条繰上・一部改正、平二三規則一三・一部改正)

(産業廃棄物の帰属)

第九条 センターに受け入れた産業廃棄物は、県に帰属する。

(平一八規則二七・旧第十条繰上)

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第十条 条例第六条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のセンターの使用時間及び休業日は、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に定める使用時間及び第四条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三条第二項並びに第四条第二項及び第三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第三条第二項及び第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第十条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三条第二項若しくは第四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(平一八規則二七・追加)

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものとするものについては、当該承認を受けることを要しない。

(平一八規則二七・追加)

附 則

この規則は、昭和五十一年十月二十日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第九号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第一二号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第三号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第九三号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一八号)

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の秋田県環境保全センター管理規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成一二年規則第二三号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二七号)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県環境保全センター管理規則第十条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに同規則第十一条第二項の規定による秋田県環境保全センターの管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成一八年規則第一〇〇号)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第一三号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

(昭六〇規則一二・全改、平一二規則二三・平一八規則一〇〇・平二三規則一三・一部改正)

種類	性状
燃え殻	安定無害化したもので含水率が八十パーセント以下のもの
汚泥	無機性の汚泥にあっては安定無害化したもので含水率が八十パーセント以下のもの、有機性の汚泥にあっては安定無害化したもの。ただし、含水率が八十パーセントを超える有機性の汚泥については、知事が認めるものに限る。
廃プラスチック類	
紙くず	
木くず	
繊維くず	
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず及び陶磁器くず	
コンクリートくず及びがれき類	
鉱さい	安定無害化したもの
ダスト類	安定無害化したもので、含水率が八十パーセント以下であり、かつ、飛散しないよう措置を講じたもの
廃石綿等(特別管理産業廃棄物に限る。)	大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包したもの